

# 令和6年度向日市留守家庭児童会入会申請について

5月以降の途中入会

向日市教育委員会では、令和6年度留守家庭児童会入会について5月以降の途中入会申請を次のとおり受付します。入会をご希望の方は下記の要領をよくお読みいただき、申請してください。なお、5月以降の途中入会の対象は小学1年生から4年生です。

## 1 入会対象児童（入会資格）

市内に在住する1年生から4年生までの児童のうち、保護者等の全員が次の各号のいずれかに該当する児童

1	保護者等が放課後から夕方までの間、就労等により、児童の保育が困難な場合。 ※保護者等とは同居や同一世帯の18歳以上65歳未満の方全員を指します。 ※休憩時間を除いた実労働時間が月80時間以上かつ月平均15日以上就労等が必要です。
2	保護者等の病気（入院・通院）、家族の看護・介護などのため児童の保育が困難な場合。
3	母親が出産前後であるため、児童の保育が困難な場合。 ※産前産後8週間（計4か月程度）の期間。

※ただし、入会資格に該当する児童であっても、留守家庭児童会育成事業運営要綱に基づき、対象外となる場合があります。

※入会についてのご質問やご相談は生涯学習課にお問い合わせください。

## 2 受付期間

- 5月以降の途中入会は、入会を希望する月の前月15日（市役所閉庁日の場合は直前の開庁日）まで受付。（例）5月1日からの入会を希望する場合は、4月15日（月）までが受付期間。
- 書類に不備のある場合及び前年度協力金が未納の方は受付できませんので、余裕を持ってご申請ください。
- 郵送での受付はできません。
- 学校夏季休業中（夏休み）のみの入会に関しては5月の広報誌でお知らせします。

## 3 入会審査結果通知

審査後、入会か否かの結果を、入会を希望する月の前月下旬に各家庭に送付予定です。

なお、通知と同時にスポーツ安全保険の加入手続きを行います。通知後に入会を辞退される場合でも保険料はお支払いいただく場合がありますので、ご了承ください。

- ## 4 入会説明会
- 新規入会の方は、入会の前月末までに児童会で説明を受けていただく必要があります。入会審査結果通知を確認後、入会される児童会と説明会の日時を打ち合わせてください。

## 5 開設時間

	開設時間	延長時間 (別途延長利用料が発生)	早朝時間 (別途早朝利用料が発生)
平日	放課後～午後6時	午後6時～午後7時	—
土曜日 (通年)	午前8時30分～午後6時	—	—
春夏冬休み期間の 平日及び振替休日 に半日保育日	午前8時30分～午後6時	午後6時～午後7時	午前8時～午前8時30分

※留守家庭児童会は、同居者全員が就労等により児童を保育できない日のみ利用できます。就労等をされていない日はご家庭での保育をお願いします。  
また、保護者の就労時間に合わせたお迎え・自分帰りをお願いします。

## 6 休会日

- ・日曜日、祝日、国民の休日
- ・8月14日、15日、16日、12月29日～1月4日
- ・年度末事務整理日（年度末の日曜日を除く2日間）
- ・気象警報等による臨時休会日

## 7 経費 留守家庭児童会では以下の費用が必要です。

(1) 保護者協力金：令和5年度の市・府民税額に応じてご負担いただきます。

階層	算定の基礎	協力金（月額）
		第2子目：1,000円減額 第3子目以降：全額免除
A	生活保護・準要保護(就学援助費)世帯、 市・府民税非課税世帯、市・府民税が均等割のみの課税世帯	0円
B	市・府民税額 16,000円未満の世帯	2,700円
C	市・府民税額 16,000円以上96,000円未満の世帯	4,300円
D	市・府民税額 96,000円以上220,000円未満の世帯	5,900円
E	市・府民税額 220,000円以上300,000円未満の世帯	7,000円
F	市・府民税額 300,000円以上の世帯	8,000円

- ・生活保護・準要保護(就学援助費)の適用、世帯構成の変更等により協力金が変わる場合は生涯学習課まで申し出てください。協力金の変更は申し出の翌月から適用となります。
- ・第2子目、第3子目とは入会中（学校夏季休業中のみ入会の児童を除く）の児童数です。
- ・在籍中は休会中でも協力金は納付していただきます。日割り計算は行いません。
- ・前年の1月1日現在において、扶養親族のうち19歳未満の者がいる世帯は扶養控除があると想定して協力金の算定を行います。
- ・保護者協力金、延長・早朝利用料は京都銀行・ゆうちょ銀行の口座振替払いで納付していただきます。

(2) 延長利用料 平日：午後6時～午後7時の利用

利用区分	利用料(1人当たり)
希望日利用(1日単位)	200円/回(最大3,000円/月)
A階層・第3子目以降	0円

- ・延長の利用予定がない日でも、午後6時を過ぎると延長利用料が発生します。
- ・延長利用の際は保護者のお迎えが必要です。

(3) 早朝利用料

(春夏冬休み期間中の平日及び学校休業日に伴う一日育成日：午前8時～午前8時30分)

利用区分	利用料(1人当たり)
希望日利用(1日単位)	100円/回
A階層・第3子目以降	0円

- ・早朝利用を希望される方は早朝利用申請書を提出してください。
- ・早朝利用は利用希望日の前日までに早朝利用連絡票を児童会に提出する必要があります。
- ・利用の連絡がない場合でも午前8時30分までに施設に入られた場合は利用料が発生します。

(4) スポーツ安全保険料(入会児童1人につき800円/年)

※別途、おやつ代及び行事費(1か月2,200円程度)が必要です。

## 8 各留守家庭児童会

名称	所在地	TEL・FAX
向日市第1留守家庭児童会	向陽小学校内(向日市向日町南山3)	934-2101
向日市第2留守家庭児童会	第2向陽小学校内(向日市物集女町南条70)	934-2102
向日市第3留守家庭児童会	第3向陽小学校内(向日市森本町下森本30)	934-2103
向日市第4留守家庭児童会	第4向陽小学校内(向日市寺戸町三ノ坪20)	934-2104
向日市第5留守家庭児童会	第5向陽小学校内(向日市上植野町五ノ坪1)	934-2105
向日市第6留守家庭児童会	第6向陽小学校内(向日市寺戸町大牧24)	934-4511

## 9 その他

- ・土曜日や長期休み等、学校給食のない日はお弁当の持参が必要です。
- ・児童会では学校休業期間中(夏休み等)の一日育成等、状況に応じて学校施設を活用した育成を行います。なお、児童会によっては学校施設の利用の際に上履きが必要となります。
- ・入会決定後に住所、勤務先、勤務状態、家族構成(結婚・離婚・出産)、課税内容、就学援助費の適用など入会申請時の状況に変更があった場合は、各児童会または生涯学習課に変更届を提出してください。
- ・入会申請の内容が事実と異なる場合は、入会通知を取り消すことがあります。また必要に応じて就労証明書や診断書等の提出を改めてお願いすることがあります。
- ・保護者協力金及びその他の費用を滞納された場合は退会となりますので、やむを得ない事情で納付が遅れる場合は必ず生涯学習課にご相談ください。
- ・児童会は年度毎に入会申請が必要です。令和7年4月以降も利用される場合は再度入会申請が必要です。

## 10 提出書類について 申請書等は向日市のホームページからダウンロードできます。

ホーム ▶ 申請書ダウンロード ▶ 子育て・教育 ▶ 留守家庭児童会 ▶ 令和6年度留守家庭児童会入会申請について

**入会申請書**【必須】：申請書1枚につき児童4名まで記入できます。

※準要保護(就学援助費)の適用及び申請中の世帯は、申請時に必ずご記入ください。ご記入がない場合は、保護者協力金が発生する場合があります。

**児童状況調査票**【必須】：入会希望の児童全員について記入してください。

**早朝利用申請書**：早朝利用希望の方は提出してください。

**令和5年度課税(非課税)証明書**：令和5年1月2日以降に向日市に転入された方、向日市に転入予定の方は、令和5年1月1日に住民票のあった市町村で交付を受けてください。

**転入予定届**：向日市に転入予定の方は提出してください。

**保育が必要となることの証明書類**【必須】

### ①就労 **就労証明書**

- 同居や同一世帯の就労者全員分（18歳以上65歳未満）
- 休憩時間を除いた実労働時間が月80時間以上かつ月平均15日以上 of 就労が確認できる必要があります。

※自営業の方は、事業内容のわかる書類を添付してください。(例：前年の確定申告書、税務署への開業届、名刺等)

※就労先が複数ある場合は、それぞれの就労先について就労証明書を提出してください。

※土曜利用希望の方は、事業所に土曜勤務の頻度や時間帯について、就労証明書の備考欄に記載依頼をしてください。

※就労証明書の証明日が3か月以内であれば保育所入所用の就労証明書のコピーでも提出可。

※就労証明書(見込み)を提出された方は、後日、就労証明書(実績)の提出が必要です。

### ②就学 **在学証明書・時間割** 入会希望児童の兄弟姉妹が就学の場合は、証明書等の提出は必要ありません。

- 入会する年度の在学証明書と時間割が必要です。
- 月80時間以上かつ月平均15日以上 of 授業等が確認できる必要があります。

※4月入会申請の際に入学予定の方は「入学決定通知(写)」と「履修内容が確認できるもの」、在学中の方は「在学証明書か学生証(写)」と「時間割」を提出ください。なお、児童会入会后、4月中に新年度の在学証明書と時間割を提出してください。

### ③疾病・看護・介護 **医療機関の診断書**

- 診断書が病院の任意様式の場合は、児童の保育ができない等の診断と期間の記入が必要です。

※予定表等の追加資料を求める場合があります。

### ④出産 **母子手帳(写)**

- 母親の氏名、出産予定日が記載されているページ(写)を提出してください。

※育児休業中は、児童会を利用できません。

お問い合わせ

〒617-8665 向日市寺戸町中野20番地(市役所別館1階) ※東向日別館ではございません。  
向日市教育委員会生涯学習課 Tel 874-2987 Fax 931-2555